

## 嘉手納町仮想画面機器購入業務 企画提案（プロポーザル）実施要領

### 1. 目的

本町では、平成 28 年度に新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化として、本町のネットワークをマイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系及びインターネット接続系に分離する三層の対策を実施した。それにより、インターネット接続系端末が仮想化され、画面転送により LGWAN 接続系端末からインターネットが閲覧できる環境が構築された。しかし、環境構築から 6 年が経過し、仮想関係機器が老朽化しており、機器の故障による業務停止のリスクが高いことから、機器の更改が早急に求められている。

このため、仮想関係機器を更改し、職員が安心安全で快適にインターネットにアクセスできる環境を構築することを本業務の目的とする。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務の名称

嘉手納町仮想画面機器購入業務

#### (2) 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約

#### (3) 履行期限

令和 6 年 3 月 29 日（金）

本業務は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決に付すべき財産の取得にあたるため、議会議決日から上記履行期限までを履行期間とする。

#### (4) 提案上限額

14,685,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

ただし、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示すためのものであることに留意すること。

なお、上記提案上限額はシステム整備費及び初期設定費（イニシャルコスト）における上限額であることに留意すること。詳細については、仕様書を参照すること。

### 3. 参加資格要件

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に

- 該当しないこと。
- (2) 企画提案書の提出期限において、本町及び他の自治体において指名停止の措置を受けていないこと。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く）。
  - (4) 宗教活動及び政治活動を目的としていない者であること。
  - (5) 公告日現在で、沖縄県内に本社、支社又は事務所等があること。
  - (6) 国税、県税及び市町村税について未納のないこと。
  - (7) 過去5か年以内に沖縄県内の地方公共団体又は公共的団体と類似業務の実績があること。

#### 4. 選定スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

内容	日程
①仕様書等の配布	令和5年11月20日（月）
②参加申込書等の提出	令和5年11月27日（月）午後5時まで 詳細は「6. プロポーザル参加申込」のとおり。
③質問受付期間	令和5年11月24日（金）まで
④質問の回答	令和5年11月27日（月）までに 本町ホームページで回答を公開する。
⑤企画提案書等の提出	令和5年11月29日（水） 午後1時まで（土日祝日を除く） 詳細は「7. 企画提案書等の提出」のとおり。
⑥プレゼンテーション	令和5年11月30日（木）の予定。 プレゼンテーションの参加承認及び時間等の 詳細は令和5年11月28日（火）までに電子メ ールにて連絡する。
⑦結果通知	令和5年12月4日（月）までに町ホームページ 及び文書にて通知する。

⑧契約の締結	令和5年12月上旬を予定
--------	--------------

## 5. 質問の受付及び回答方法

### (1) 質問方法

本業務の内容等についての質問は、質問項目を明確にし、質問受付期間中に電子メール（任意様式可。送信後は電話にて受信確認すること。）により照会するものとする。なお、質問は1者1回限りとする。

質問をする際は、会社名、担当者名、電子メールアドレス及び電話番号を併記すること。質問提出先は「15. 事務局」のとおり。

また、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等でも受け付ける。

### (2) 回答方法

業務内容等に関する質問については、質問者匿名にて本町ホームページで回答を公開する。なお、質問内容が不明瞭なものについては、回答しないことがある。ただし、質問内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に係わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

また、電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答しないものとする。

## 6. プロポーザル参加申込

以下の書類を事務局へ提出すること。（郵送可）（提出期限必着）

提出書類一覧	
①参加申込書	様式第1号
②登記事項証明書 (コピー可)	法人は現在事項証明書又は履歴事項全部証明書。 個人事業主の場合は開業届の写し。
③会社概要	1種類とする。パンフレット等でも可能とする。
④業務経歴書	様式第2号 代表する業務について、契約書及び仕様書の写しを添付すること。

⑤国税、地方税の納税証明書（コピー可）	国税、県税及び本社所在市町村の納税証明書（滞納がないことを証明できるもの）
提出期限・提出先	
提出期限	「4. 選定スケジュール」②のとおりとする。
提出先（事務局）	「15. 事務局」へ提出する。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式第3号）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けない。

## 7. 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する場合は、「6. プロポーザル参加申込」の書類のほか、以下の書類を事務局へ提出すること。（郵送可）（提出期限必着）

### （1）提出部数

- 正本・・・1部（見積書に代表者の押印をすること）
- 副本・・・6部（正本の写し）

### （2）提出方法

下記提出書類①～⑤の順にA4フラットファイルに綴じ、右側にインデックスを付け、提出すること。なお、フラットファイルの表紙及び背表紙に業務名及び事業者名を記載すること。

提出書類一覧	
①企画提案書提出届	様式第4号
②企画提案書	任意様式。 A4版15頁以内。 企画提案の理念と基本方針、仕様書の各項目に沿った実施内容を記載する事。 契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。
③業務実施体制調書	様式第5号

④配置予定者調書	様式第6号-1、様式第6号-2
⑤見積書	単価及び数量を明記し、「〇〇一式」としないこと。 詳細は仕様書を参照すること。
提出期限・提出先	
提出期限	「4.選定スケジュール」⑤のとおりとする。
提出先	「15.事務局」へ提出する。

### (3) その他

- ア. 企画提案は1者につき1提案に限り、複数の提案があった場合には当該提案者の企画提案を全て失格とする。
- イ. 企画提案書の提出後は、その内容を変更することができない。
- ウ. 提出された応募書類は返却しない。
- エ. 応募書類の作成に係る経費は提案者の負担とする。

## 8. プロポーザルへの参加承認及びプレゼンテーションの実施日案内通知

企画提案書等の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者にはプレゼンテーションの実施日案内も併せて通知する。

なお、企画提案書等を提出したにもかかわらず「4.選定スケジュール」⑥までにプロポーザル参加承認の連絡がない場合は、事務局へ問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、町にその理由の説明を求めることができる。

## 9. プレゼンテーションの実施及び審査

プロポーザル参加承認を受け取った提案者は、企画提案書等についてプレゼンテーションを行い、審査を受けるものとする。プレゼンテーションの実施については下記のとおり。

### (1) 日時

「4.選定スケジュール」⑥のとおり。時間の詳細については、応募件数等を考慮し、提案者へ後日連絡する。

### (2) 場所

嘉手納町役場 2階 中会議室

(3) 参加人数

プレゼンテーション参加人数は3人までとし、業務実施体制調書（様式第5号）にて届け出た管理責任者は必ず参加しなければならない。

(4) プレゼンテーションに要する時間

概ね30分以内（説明20分、質疑応答10分程度）

(5) プレゼンテーションに要する機材

本町にてプロジェクター、ノートパソコン及びスクリーンを準備する。機材の仕様等については、提案者に対して通知する。自前のノートパソコンを使用することも可能とする。

(6) 選定方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「嘉手納町仮想画面機器購入業務業者選定委員会（以下「委員会」という。）」において総合的に評価を行い、評価が最も高かった提案者を優先交渉権者として選定する。

(7) 評価項目・配点

評価項目			配点
技術評価（90点）	企業の実績及び業務体制	企業実績	8点
		人員配置	12点
	企画提案の内容	実施方針	20点
		企画内容	40点
		ヒアリング	10点
価格評価（10点）	提案価格	価格	10点
合計			100点

※価格点の算出において、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出する。

(8) 提案者が一者のみの場合について

プレゼンテーションを実施し、その点数が50点以上の場合には、当該提案者を優先交渉権者として決定する。

## 10. 審査結果の公表

優先交渉権者選定後、町ホームページ及び文書にて提案者全員に結果を通

知する。

### 1 1. 失格となる場合

提案者が、次に該当する場合は失格となる場合がある。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合  
※参加辞退届（様式第3号）を提出したものを除く。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合
- (6) 提案上限額を超えた又は最低制限価格を下回った見積を提出した場合
- (7) 技術点が配点の45点未満の場合

### 1 2. 契約

本町は優先交渉権者と協議し、優先交渉権者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結する。

ただし、選定された優先交渉権者が以下の規定に該当する場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定の公平性を害する行為があった場合

### 1 3. 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類に係る著作権の全ては、契約締結に至った企画を除き提案者に帰属するものとする。ただし、本町が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、嘉手納町情報公開条例（平成14年7月2日嘉手納町条例第9号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

### 1 4. その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、契約の権限を有する代表者のものと

する。

#### 15. 事務局

本件に関する問合せ先及び書類提出先は下記のとおり。

部 署 名：嘉手納町役場 情報政策課 情報政策係（庁舎4階）  
住 所：〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588 番地  
電話番号：098-956-1111（内線 352）  
メー ル：joho@town.kadena.okinawa.jp